



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 の規定に基づき、次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 30 第 2 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 37 の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 21 日

つくばみらい市長 小田川 浩



- 1 事業者の名称及び所在地
株式会社 豊島みらい企画
茨城県つくばみらい市上小目 166-1
- 2 事業所の名称及び所在地
相談支援事業所トヨリハ Kids
茨城県つくばみらい市上小目 166-1
- 3 指定年月日
令和 5 年 3 月 1 日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業及び障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
特定無し
- 6 事業所番号
特定相談支援 0837300201
障害児相談支援 0877300095